

## 豊川市スポーツ振興計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 市民の健康の保持増進と生涯スポーツ社会の実現を目指すべく、長期的、総合的視野に立った豊川市スポーツ振興計画（以下「計画」という。）を策定するため、豊川市スポーツ振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に係る協議及び連絡調整に関すること
- (2) その他計画の策定及び推進に必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 豊川市体育協会を代表する者
- (2) 豊川市スポーツ少年団を代表する者
- (3) 豊川市体育振興会を代表する者
- (4) 豊川市スポーツ推進委員会を代表する者
- (5) 音羽スポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）を代表する者
- (6) わすぽ一宮（総合型地域スポーツクラブ）を代表する者
- (7) 豊川市立小中学校長を代表する者
- (8) 学識経験を有する者
- (9) その他教育委員会が必要と認める者

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

### (作業部会)

第8条 委員会は、計画策定にあたり必要な企画・調査研究及び資料作成のために作業部会を置く。

- 2 作業部会は、関係課の職員をもって充てる。

3 作業部会に部会長を置き、部会長には教育委員会スポーツ課長をもって充てる。  
(庶務)

第9条 委員会及び作業部会の庶務は、教育委員会スポーツ課において処理する。  
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長において定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月11日から施行する。